

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和6年6月3日（月）午前10時00分

場所：朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
 - 議案第5号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - 議案第6号 選挙人名簿から抹消することについて在外選挙人関係
 - 議案第7号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - 議案第8号 在外選挙人名簿から抹消することについて選挙管理委員会規程関係
 - 議案第9号 朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて
- 5 その他
- 6 閉会

議案第 5 号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	9 3 5 人
女	8 7 6 人
計	1, 8 1 1 人

議案第 6 号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男 8 5 6 人

女 7 5 6 人

計 1, 6 1 2 人

令和6年6月1日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転 入 令和5年12月2日～令和6年3月1日《転入届出日》
年 齢 平成18年3月3日～平成18年6月2日《生年月日》

男	935 人 (158人)
女	876 人 (140人)
計	1,811 人 (298人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和5年11月1日～令和6年1月31日
死 亡 令和6年3月2日～令和6年6月1日

男	856 人 (131人)
女	756 人 (137人)
計	1,612 人 (268人)

3. 市内転居について

令和6年5月22日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1

50分の1の数 2,375人

6分の1の数 19,790人

3分の1の数 39,579人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和6年6月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	揭示場数
1	第一小学校	1,892	1,873	3,765	7
2	根岸台市民センター	4,107	4,061	8,168	8
3	内間木公民館	2,360	2,256	4,616	8
4	第四小学校	1,364	1,397	2,761	7
5	第五小学校	3,488	3,544	7,032	8
6	朝霞市民会館	4,220	4,154	8,374	8
7	第一中学校	1,158	1,031	2,189	7
8	東朝霞公民館	3,058	3,159	6,217	8
9	第四中学校	2,171	2,014	4,185	7
10	宮戸市民センター	2,685	2,597	5,282	8
11	志木聖母教会	2,994	3,088	6,082	8
12	浜崎団地集会所	2,851	2,960	5,811	8
13	東朝霞保育園	2,567	2,574	5,141	8
14	栄町保育園	2,668	2,583	5,251	8
15	保健センター	4,087	4,304	8,391	8
16	根岸台保育園	1,997	1,940	3,937	7
17	弁財市民センター	2,988	3,055	6,043	8
18	第七小学校	3,665	3,712	7,377	8
19	膝折団地集会所	1,129	1,075	2,204	7
20	溝沼市民センター	2,795	2,641	5,436	8
21	西朝霞公民館	2,095	2,085	4,180	7
22	膝折市民センター	1,490	1,445	2,935	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,700	1,659	3,359	7
計		59,529	59,207	118,736	175

議案第7号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年6月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1 人
女	0 人
計	1 人

令和6年3月2日から令和6年6月1日まで

在外選舉人名簿登録者一覽表

[illegible]

議案第8号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和6年6月3日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1 人
女	0 人
計	1 人

令和6年3月2日から令和6年6月1日まで

在外選舉人名簿抹消者一覽表

[illegible]

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和6年3月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	49	54	103
登録者数	1	0	1
抹消者数	1	0	1
令和6年6月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	49	54	103

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和3年3月1日現在	63	52	115	—	—	—
令和3年6月1日現在	63	53	116	0	1	1
令和3年9月1日現在	64	56	120	1	3	4
令和3年10月15日現在	63	56	119	△1	0	△1
令和3年12月1日現在	63	55	118	0	△1	△1
令和4年3月1日現在	61	49	110	△2	△6	△8
令和4年6月1日現在	60	54	114	△1	5	4
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6
令和4年12月1日現在	54	51	105	△5	△1	△6
令和5年3月1日現在	53	50	103	△1	△1	△2
令和5年6月1日現在	51	51	102	△2	1	△1
令和5年7月3日現在	50	50	100	△1	△1	△2
令和5年7月19日現在	51	51	102	1	1	2
令和5年9月1日現在	50	51	101	△1	0	△1
令和5年10月30日現在	47	51	98	△3	0	△3
令和5年11月25日現在	48	52	100	1	1	2
令和5年12月1日現在	49	53	102	1	1	2
令和6年3月1日現在	49	54	103	0	1	1
令和6年6月1日現在	49	54	103	0	0	0

近隣市の状況

令和6年3月1日現在

	男	女	計
朝霞市	49	54	103
志木市	33	39	72
和光市	57	68	125
新座市	64	75	139

議案第 9 号

朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて

朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

朝霞市投票所・開票所秩序保持方針（案）

令和6年6月3日

朝霞市選挙管理委員会決定

朝霞市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各選挙における投票所（期日前投票所を含む。以下同じ。）及び開票所（開票事務を行う場合の選挙会場を含む。以下同じ。）の秩序保持について、公職選挙法第58条から第60条まで、第69条、第74条、第82条及び第85条の規定に基づき、以下のとおり方針を定める。

1 投票所に関する事項

（1）秩序保持の義務

投票所においては、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為をしてはならない。

（2）撮影、録音及び通話の禁止

投票所内における撮影、録音及び通話は、媒体の種別を問わずしてはならない。

ただし、委員会が管理運営の必要上自ら当該行為をする場合及び報道機関等特別に投票管理者が認めた場合を除く。

なお、投票管理者が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影（選挙人の許可を得た場合を除く）、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

（3）投票立会人に関する事項

1 立会人席での携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等の電子機器の操作は禁止する。また、立会人席で使用する筆記用具は、原則として委員会が用意するものに限る。

2 職務中にあってはみだりに席を立たないこと。離席の必要がある場合には投票管理者に許可を求めること。

3 職務中は投票管理者の指示に従うこと。

2 開票所に関する事項

（1）秩序保持の義務

開票所においては、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為をしてはならない。

（2）撮影及び録音の禁止

開票所内における撮影及び録音は、媒体の種別を問わずしてはならない。

ただし、委員会が管理運営の必要上自ら当該行為をする場合及び報道機関等特別に開票管理者（選挙会場で開票事務を行う場合の選挙長を含む。以下同じ。）が認めた場合を除く。

なお、開票管理者が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

(3) 開票（選挙）立会人に関する事項

1 立会人席での携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等の電子機器の操作は禁止する。また、立会人席で使用する筆記用具は、原則として委員会が用意するものに限る。

2 立会人の職務が終了するまでは、参観人等を含め外部との連絡をしないこと。

3 職務中にあってはみだりに席を立たないこと。離席の必要がある場合には開票管理者に許可を求めること。

4 票の点検に際し、意見を述べることは許されるが、不必要に時間をかけるなど、遅延行為を行ってはならない。

5 職務中は開票管理者の指示に従うこと。

(4) 開票（選挙）参観人に関する事項

1 参観できる者は次に掲げる者とし、参観にあたっては開票管理者の指示に従うこと。

ア 朝霞市の選挙人名簿に登録されている者

イ 開票管理者が認めた報道機関の関係者

ウ 開票管理者が特別に認めた者

2 開票作業中は静粛にし、大声・奇声を発する等開票作業の妨げとなる行為をしてはならない。

3 その他、円滑な開票事務の妨げとなる一切の行為をしてはならない。

3 秩序保持のための処分等

(1) 秩序を乱す行為があると投票管理者または開票管理者が判断した場合は、同管理者は当該行為者に対し当該行為を中止するよう命じる。（法60条・法74条・法85条）

(2) 当該行為者が中止の命令に従わない場合は、投票管理者または開票管理者は同行為者に対し退出を命じる。（同条）

(3) 上記措置をとった後においても、なお、秩序を保持し難いような場合は、投票管理者または開票管理者は、警察官への処分請求を行う。（法59条・法74条・法85条）